

令和5年7月25日

第176回 遠野市農業委員会総会議事録

第176回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年7月12日、19日
告示番号 遠野市農業委員会告示第12号、13号
会議年月日 令和5年7月25日
会議の場所 遠野市役所本庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、
9番 菊池靖、10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、
13番 佐々木泰文、14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、
17番 河内克倫、18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義

会議に出席した職員 事務局長 菊池正浩

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第176回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 農政専門委員会に付議した事項について
議案第20号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第21号 遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員
の指名について
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について
議案第23号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第25号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第26号 令和5年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に関する要
請決議」提案事項について
協議第1号 令和5年度家族経営協定の推進について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>大変ご苦勞様でございます。ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。皆様ご起立願います。先唱を7番、綱木秀治委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は19名であります。定足数に達しましたので、第176回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、14番、奥寺晴夫委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承しましたので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続いて、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧いただきたいと思ひます。 6月30日、令和5年度岩手県農業会議定時社員総会に出席してございます。令和4年度の決算、令和5年度の計画等について、全員賛成で可決したところでございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	長	<p>遠野市農業委員会事務事業経過の報告を行います。1番からご説明をいたします。 6月28日、附馬牛（小出）地区検討会。 6月29日、遊休農地解消活動としてエゴマ定植作業を行いました。 6月29日、青笹（6区）地区検討会。 6月30日から7月10日、令和5年度農地パトロール（利用状況調査）及び令和4年度分利用意向調査後の現地確認を皆様のご協力を得て行いました。 6月30日、第17回遠野市集落営農組合連絡協議会総会については、古屋敷農政専門委員会委員長に出席いただいております。 7月7日、農地法等申請締切日。 7月12日、附馬牛（大出・大野平）地区検討会。 7月14日、農地転用等現地確認調査。 7月18日、第1回家族経営協定推進会議。同日に、第1回女性農業委員・農地利用最適化推進委員業務検討会。 7月19日、第1回農政専門委員会。 7月21日、第4回運営委員会。 7月25日、本日については、第176回遠野市農業委員会総会。総会後に、第1回農業委員会だより編集委員会議を行う予定になっております。 7月26日以降の主な行事予定については記載のとおりですので、ご確認いただければと思ひます。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分報告について。1ページから2ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は11件です。 内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番から8番は子が、番号9番と10番は妻が、番号11番は孫が相続しています。 今後については、番号1番から番号3番は自己管理。番号4番、貸付。番号5番から番号7番、自己管理。番号8番、一部貸付、一部自己管理。番号9番、貸付。番号10</p>

議 長	<p>番、自己管理。番号11番、一部貸付、一部自己管理となっております。以上で報告を終わります。</p> <p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。3ページです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件で、同一の土地に係るものです。令和5年5月25日開催の第174回総会議案第9号、農用地利用集積計画の決定について、番号13番、賃貸借権設定で集積計画一括方式による中間管理権の設定が決定になったものですが、一部貸借とならない土地が含まれていたことから番号1番及び2番により一部解約するものです。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第3号、農政専門委員会に付議した事項について、報告します。7月19日に開催した令和5年度第1回農政専門委員会に係る「令和5年度岩手県農業委員会大会への要請提案事項」及び「令和5年度の活動計画」の協議結果について、古屋敷徳夫農政専門委員会委員長から報告を受けました。</p> <p>本年11月9日に盛岡市で開催が予定されている岩手県農業委員会大会への農業施策の充実に関する要請決議提案事項について、岩手県農業会議から示された要請項目にそって検討、協議を行い、取りまとめました。要請提案事項については、この後議案第26号でご審議いただきます。</p> <p>また、農業委員活動計画の県外研修について、11月中旬以降に実施することで計画を進めることにしているとのことでした。</p> <p>以上、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づいて報告といたします。農政専門委員会の皆様、大変ご苦勞様でした。</p> <p>それでは、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号と氏名を宣言のうえご発言を願います。なお、総会は傍聴者がいる場合があります。同様に、議事録の関係もありますので、発言の際は個人情報保護の観点から個人の特定につながる氏名、住所などの発言をしないように願います。</p> <p>また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p> <p>最後に、携帯電話につきまして、会議中は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>

議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に8番、菊池久康委員、9番、菊池靖委員、会議書記には事務局、菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農 地 係 長	<p>4ページ、5ページです。第176回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計2件、15,089㎡。</p> <p>利用集積、今月計8件、54,061㎡。</p> <p>法第4条、今月計1件、401.12㎡。</p> <p>法第5条、今月計7件、5,658.83㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、13,494㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、850㎡。</p> <p>以上です。</p> <p>【日程第2】</p>
議 長	<p>日程第2、議案第20号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について、上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>6ページです。議案第20号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、この申請につきましては、以前、譲受人が譲渡人に譲り渡した農地でありまして、今回、譲受人が買い戻したいことから要請し譲り受けるものです。譲渡人は譲受人の要請により譲り渡すものです。</p> <p>番号2番、譲受人は令和3年に県外から転入し、譲渡人が所有する空き家を購入し生活しております。譲渡人が遠隔地に居住しており農業を廃止したいことから、すべての所有農地を贈与で譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区推進委員の佐野でございます。14日に、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名の計6名にて現地確認を行いました。既に管理されている土地であり、譲り渡した後も適正な管理が行われていると判断いたしまして、問題なしと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●の多田でございます。7月14日に現地確認をいたしました。農業委員1名、推進委員2名、事務局3名です。現地を確認しまして、特に問題とされることはございませんでした。以上です。</p>
議 長	<p>ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第20号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>

議 長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第21号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
農地係長	<p>7ページです。議案第21号、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名についてです。農地の権利移動について下記のとおりあっせんの申出がありましたので、遠野市農地移動適正化あっせん事業実施要領第10条の規定により、あっせん委員の指名について意見を求めるものです。</p> <p>あっせんの申出につきましては売渡しの申出1件で、内容につきましては記載のとおりです。本件のあっせん委員として奥寺晴夫委員、菊池久康委員を指名するものです。</p> <p>説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第21号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第21号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>【日程第4】</p>
事務局次長	<p>日程第4、議案第22号、農用地利用集積計画の決定について、上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>8ページから9ページです。議案第22号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂に基づき改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は8件で、新規が4件、更新が4件です。なお、新規の内2件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。</p> <p>番号1番、更新です。</p> <p>番号2番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号3番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号4番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号5番、更新です。</p> <p>番号6番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号7番、8番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>

議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号8番について質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>番号8番をのぞく7件について、質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>お諮りいたします。議案第22号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第22号は原案のとおり「可」と決しました。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>【日程第5】</p>
議	長	<p>日程第5、議案第23号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係長	長	<p>10ページです。議案第23号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第4条第2項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、貸駐車場を目的とする転用で、追認案件となります。申請人は申請地の近隣住民から宅地内の駐車場が狭いため駐車場として借りたいとの需要が多くあったことから、令和4年4月に貸駐車場を整備したもので今回申請が出されました。申請地は住宅団地に隣接する農地で、第1種、第2種、第3種に該当しないその他の第2種農地と判断しました。第2種農地は第3種農地に立地困難な場合で代替地がない場合に許可できるものでありますが、住宅団地に隣接し市道に接し利便が良く他に替え得る土地は他にはないことから、第2種農地の不許可の例外である代替性に該当し許可ができるものと判断しました。申請人は顛末書を提出しており、深く反省しており、悪意性はなく、事前に申請していれば許可できたものと思われる案件です。</p> <p>以上1件につきまして、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないもの</p>

	と判断されるものです。 ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区推進委員、菊池です。今月14日に、農業委員2名、推進委員2名、事務局3名による現地確認を行いました。先ほど事務局から説明があったとおり、問題ないと判断しました。以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第23号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第6】 日程第6、議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。事務局から説明を願います。
農 地 係 長	11ページ、12ページです。議案第24号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。 番号1番から4番、同一事業であり、発電所設備更新に伴う橋梁新設等を目的とする転用です。申請人は、附馬牛発電所の老朽化に伴う設備更新工事のため橋梁、すりつけ道路等を設置しようとするものです。発電所の更新工事にあたり大型車両の通行が必要となりますが、現在使用している橋及び道路が狭いことから、橋梁の新設とすりつけ道路等を整備するものです。申請地は第1種、第2種、第3種に該当しないその他第2種農地であります。土地収用法に該当し許可できるものと判断いたしました。また、申請地につきましては、令和5年3月31日付けで遠野市長から遠野農業振興地域農用地区域からの除外決定を受けております。事業費は自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しており、資金の確保は確実であると判断いたしました。 番号5番、6番、同一事業でありまして、番号1番から4番までの発電所設備更新に伴う橋梁新設等の工事に係る迂回道路及び資材置場を目的とする一時転用となります。転用期間は1年3カ月です。申請地は工事現場の隣接地であり、利便性が良く、地権者の同意が得られたことから、適地として選定したものです。申請地につきましては、番号5番は休耕している田でその他第2種農地であります。工事現場の隣接地であり他に替え得る土地は他にはないことから、第2種農地の例外規定の代替性に該当し許可できるものと判断いたしました。また、番号6番につきましては田及び畑でありまして、農振農用地区域内農地であります。農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される3年以内の一時転用であり、許可できるものと思われ。工事完了後は速やかに原状回復する計画であることも事業計画書で確認しております。事業費は自己資金で確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確保しております。 番号7番、自己住宅の建築を目的とする転用です。申請人は現在貸家で生活しておりますが、子供の成長と共に手狭となったことから、自己住宅を新築しようとするもの

	<p>です。申請地は実家の隣接地であり、両親や祖母の面倒をみるうえで利便が良く、祖母の所有地であることから、適地として選定したものです。申請地は10ha以上の一団の農地の中に存する農地で第1種農地であります。既存集落に接続して設置されるものであり、集落接続に該当することから許可ができるものと判断しました。申請地につきましては、平成25年5月8日付けで遠野市長から農振農用地区域からの除外決定を受けております。申請から10年が経過した理由につきましては、家族の病気等により着手がなかなかできなかったということで、今回の申請が出ております。なお、申請地は土地改良区の受益地内にありますが、土地改良区からの差し支えない旨の意見書が添付されております。事業費につきましては融資により確保する計画であり、金融機関の融資事前審査回答書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>以上7件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●●担当の石直です。1番から6番まで説明します。7月14日に農業委員2名、推進委員2名、事務局3名で現地確認してきました。場所は■■■の■■地区にある■■■■■■です。川のそばにある農地もあり、道路に面した農地もありますが、特に支障がないと見てきましたので問題ないです。以上です。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●の推進委員、多田です。14日、農業委員1名、推進委員2名、事務局3名の計6名で現地を確認しました。場所は■■地区、■■■■■■から■■■方面に1キロくらい進んだ■■■のそばです。お孫さんが実家のそばに家を建てるもので、何ら問題ないと考えております。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第24号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第7】</p> <p>日程第7、議案第25号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、上程いたします。事務局に説明を願います。</p>
農 地 係 長	<p>13ページです。議案第25号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、申請人は、昭和23年にネギ等の栽培をやめ不耕作となり、農地として維持するのが困難となって山林化し、現在に至ってしまったものです。今回、申請地を含め申請地周辺で養殖業の計画があり、当該事業者からの売買についての申し入れにあたって土地を確認したところ、農地であることが判明し、今回の適用外の申請が出されたものです。現地確認の結果、立木は20年以上経過していることを確認しました。</p>

	説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。
議長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員	●●●担当、石直です。これも14日に確認してきました。■■■■■に向かって左側、西側の山林になるのですけれども、本当に樹の茂る山林となっています。
議長	はい、ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
	[「なし」と呼ぶ者あり]
議長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第25号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
	[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議長	ご異議なしと認めます。よって、議案第25号は原案のとおり「可」と決しました。
議長	【日程第8】 日程第8、議案第26号、令和5年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充実に 関する要請決議」提案事項について、上程いたします。事務局に説明を願ひます。
事務局次長	14ページです。議案第26号、令和5年度岩手県農業委員会大会への「農業施策の充 実に関する要請決議」提案事項について。令和5年度岩手県農業委員会大会への要請 提案事項を別紙のとおりとする、というものです。 はじめに、別添、議案第26号参考資料をご覧ください。本年度の岩手県農業委員会 大会は11月9日、木曜日、午後12時30分から。場所は昨年同様、都南文化会館キャラ ホールとなります。このことに伴い、要請決議提案事項の報告について、別紙1、農 業施策の充実に 関する要請事項の取りまとめについて、及び、別紙2、大会までのス ケジュールを参照のうえ、報告様式により作成し、上閉伊地方農業委員会連絡会 で取りまとめを行い、8月31日までに沿岸広域圏の幹事農業委員会へ報告すること になります。 2ページをご覧ください。要請文については、昨年12月の本県選出国會議員への要 請書をベースにします。各委員会において昨年の要請事項ごとに「継続して必要な事 項」、「より強調したい事項」、「削除する」、「新たに要請をするべき事項」など、組織検 討のうえ報告することとなります。 4ページから7ページは報告様式となります。 資料の議案第26号別紙をご覧ください。先ほどの説明を踏まえまして、7月19日に 第1回農政専門委員会を開催して提案事項を確認した内容となります。資料につつま してはA3版の資料です。左側が令和5年度農業委員会大会への要請提案事項。真ん 中が参考ですけれども、本県選出の国會議員をとおしての国からの回答です。なお、 内容につつましては抜粋、加工しております。その右なのですけれども、下記のい ずれかに該当する項目に丸印をつけてくださいということで、「継続」、「もっと強調」、 「削除」とあります。一番右側に継続する際に付け加えたいことやより強調したいこ とを具体的に記入、また、新たに提案事項がある場合にも記入願ひますとあります。 説明につつましては、赤字などの協調箇所を読み上げて説明させていただきます。 I、農地等利用最適化推進施策の改善に関する事項。 1、農地利用の最適化の推進について。 (1)、地域計画の策定推進。 ①、「関係機関・団体が長期的に推進でできるよう、機構集積支援事業や農地利用最 適化交付金、農地利用効率化等支援交付金等の関係事業の予算を確保すること」、これ

に対して国の回答は、「必要な予算を要求しているところであり、必要額の確保に努めてまいります」。なお右側に、要請事項を提案する際の要望としてという欄がございまして、農地専門委員会の委員の方のご意見だったのですけれども、「前年度の要請提案がどの程度の効果があったのか具体的な数値及び予算金額を示していただきたい」とありましたので、これに対しては来年度への要望ということで提案いたします。

②、「積極的に取組めるよう日本型直接支払交付金の予算を確保すること」、回答が、「引き続き、地域において日本型直接支払制度を有効に活用して農地保全や農業生産活動が継続されるよう、制度の充実と必要な予算の確保に努めてまいります」。これにつきましても、継続して提案します。

③、「農用地の利用集積目標においては認定農業者等の担い手の耕作面積だけがカウントされており、地域計画の推進に当たって不都合であることから、集積目標においても地域計画に位置付けられた「農業を担う者」が利用する農地を含めるよう改めること」、回答は、「地域計画においては、多様な経営体を「農業を担う者」として位置付けることとしています。地域計画の実現にむけて、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めていくことにより、担い手への農地の集積の向上にも資するものであり、これらが矛盾するものではないと考えております」。これも引き続き継続して提案するものです。

(2)、農地中間管理事業の推進。

「多くの地区で活用できるよう必要な予算を確保すること」、回答が、「令和5年度予算においても必要な予算の確保に努めてまいります。草刈りや抜根・整地等を行う遊休農地解消緊急対策事業についても、多くの現場で活用できるよう、必要な予算の確保に努めてまいります」。ここについては、もっと強調で、追加提案として、「また、担い手不足に対応して、特定農用地利用規程により地域の農地利用の相当部分を担う特定農業法人及び特定農業団体による遊休農地の解消・農地の保全管理等の取組みを推進するため、税制・金融等の支援措置について検討すること」を提案するものです。

(3)、新規就農者の確保・育成対策の充実。

「新規就農者育成総合対策について、長期的に必要な予算を確保すること」、回答が、「新規就農者の確保・育成に向けて、引き続き、必要な予算の確保に努めてまいります」。これにつきましても、もっと強調で、追加提案として、「また、個人経営体における共同経営も継承の一形態と認め、農業委員会などの適切な第三者による立会のもと、家族経営協定で親子での共同経営について明確に定める場合も対象とすること」を提案するものです。

2、農業生産基盤の着実な整備推進。

「生産基盤の整備が早期に実現できるよう必要な予算の確保と本県への確実な予算配分を行うこと」、回答は、「令和5年度概算要求しています。今後とも、地域の要望やニーズを踏まえ、計画的かつ安定的に事業を推進していくことができるよう、必要な予算の確保に努めてまいります」。継続して提案です。

3、農業経営の継続と安定化に対する支援の充実。

(1)、生産資材の価格高騰等に対する支援の実施。

①、「農業経営が継続できるよう支援対策を講じるとともに、原材料の確保や備蓄等の長期的に安定した生産資材供給体制を構築すること」、回答が、「肥料については、肥料費上昇分の7割支援を行う新たな支援金の仕組みを創設しました。飼料については、基金を積み増すとともに緊急対策として予備費で措置。異常補填基金への更なる積み増しを措置しています。施設園芸農家等に対して補填金を交付している。価格高騰対策について基金に積み増し、省エネ機器の導入等に対して支援しています」、これにつきましても継続して提案。

②、「国産飼料作物の生産拡大と円滑な流通対策を講じること」、回答が、「本年度補正予算において、畜産農家と資料作物を生産する耕種農家との連携や国産粗飼料の広域流通への取組の支援を措置しており、引き続き国産飼料の生産・利用の拡大を推進してまいります」。継続で提案。

③、「急激な生産資材の高騰による所得減少にも対応できるような制度への改善を図ること」、回答が、「収入保険は、農業者ごとの経営の実態に即した補償を行うようにしております。所得ではなく収入を補填対象としているところです」。継続して提案。

④、「担い手と同様に経営所得安定対策の交付対象者とする」と、回答が、「農業で生計を立てていく担い手（認定農業者、認定新規就農者、集落営農）を対象としているところである。このため、地域計画において農業を担う者と位置付けられた方についても、規模を問わず対策に加入いただくことが可能である」。継続して提案。

(2)、水田活用の推進。

①、「水田活用直接支払交付金の予算額を確保すること」、回答が、「令和5年度予算についても必要額を確保し、需要のある作物の生産に取り組む生産者が前向きに農業を続けていけるよう、支援していく考えです」。継続して提案。

②、「水田活用直接支払交付金の運用見直しは、生産現場の水田活用の実態を踏まえた運用とすること」、これに対する回答は、「水田活用の直接支払交付金については、今後5年間に水張りが行われない農地は交付の対象としない方針としています。水田機能の確認については、1か月以上を目途に水を張ること等により水田機能を有していると判断することとしたところです」という回答ですけれども、これにつきましては、もっと強調で、「水張り要件の撤回が望ましいが、現行の「生産現場の水田活用の実態を踏まえた運用とすること」で継続を要望する」としています。

4、農業委員会組織の事務局体制の充実強化。

①、「各種報告の簡素化など事務処理の軽減を進めること」、回答は、「令和5年度予算要求において、必要額を要求しているところであり、所要額の確保に努めてまいります」。継続して提案。

②、「農業委員や農地利用最適化推進委員の現地活動も増加しており、IT機器の整備、活用に必要な予算を措置すること」、回答が、「タブレットの導入に対する支援を措置したところです。都道府県農業会議が、タブレットの使用方法について、農業委員会に対する研修や巡回による操作指導をおこなっているところです」。これに対しましてはもっと強調で、追加提案として、「農業委員会では限られた人員体制の中で農地利用の最適化を実現すべく活動を行っているが、人・農地プランの取組みや増加する遊休農地対策への対応等により業務量が過重になっていることから農業委員と農地利用最適化推進委員の役割分担や処遇はもとより、実態を踏まえた活動体制の対策を講じること。また、農業委員会の最適化活動日数目標について、委員が農業など本業の傍らで活動することから過度な目標設定を定めないとすること」と提案するものです。

5、国産食料供給体制の強化。

「必要な予算を安定的に確保すること。農業の重要性について国民の認識を深める機会となるよう議論を進めること」、回答が、「今日的課題に答え、将来を見据えたものとなるよう、農業者、食品事業者、消費者団体等の幅広い関係者から御意見を伺いながら議論を進めているところ」。継続して提案。

II、その他重要施策の推進。

1、東日本大震災津波・原発事故からの再生に向けた支援の継続。

①、「引き続き、被災地域の実情に応じたきめ細やかな支援を行うこと」、回答が、「農地集積の受け手となる経営体の不足や後継者の目途が立っていない経営体が多いことについては、新規就農者育成総合対策等により、被災地域も含めた支援を行っているところです」。これも継続して提案。

②、「必要な放射性物質検査を継続するとともに、輸入を規制している国・地域に対して輸入規制の撤廃を強く求めること」、回答が、「関係自治体が計画的に放射性物質検査を行っており、農林水産省では、検査が的確に実施されるよう関係自治体に対する技術的な助言や検査の支援を行っています。放射性物質の検査結果など食品の安全性等に関する情報について、ホームページやSNSなどを通じて正確な情報発信等を行っています」。もっと強調としまして、釜石市と大槌町に報告、確認して、「原発処理水の海洋放出に伴い岩手県においても新たな風評の発生が懸念されることから、その旨の要請が必要と思われる」と上閉伊地方連絡会を通して確認していこうというものです。

2、野生鳥獣被害防止対策の充実。

「捕獲の担い手の確保や地域共同での被害防止の取組促進など野生鳥獣被害防止対策の充実とともに、関係省庁と連携した野生鳥獣の適正頭数管理を徹底すること」、回答が、「本交付金により、侵入防止柵の設置や、やぶの刈払い等による環境整備などの

		<p>地域ぐるみの対策についても支援しており、侵入防止柵の設置を事業者に委託する場合にも、事業総額の2分の1以内を上限として支援が可能となっています。これにつきましてはもっと強調で、追加提案として、「鳥獣害対策について、地域主体の多様な取組みへの支援を長期的に講じるとともに、鳥獣害対策に携わる人材の確保及び適切な処理を行うよう指導・育成を図ること。また、有害鳥獣駆除にかかる罠設置のための狩猟免許取得への支援と、ジビエの利活用のための処理加工施設のさらなる整備と需要拡大の支援等を推進すること」。</p> <p>説明につきましては以上です。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第26号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり「可」と決しました。10分間休憩します。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開します。</p>
議	長	<p>【協議事項】</p> <p>協議第1号、令和5年度家族経営協定の推進について、協議いたします。事務局に説明を願います。</p>
事務局次長		<p>協議第1号、令和5年度家族経営協定の推進について、ご説明いたします。</p> <p>資料の1ページをご覧ください。目標は、家族経営協定推進アドバイザー9名を中心に農業委員会全体で取り組み、地区別に推進を図ることとし、新規、見直し合わせて11世帯の締結を目標としています。取組内容は昨年同様です。活動の流れは、8月10日までにリストを取りまとめていただき事務局に提出願います。8月28日から締結推進を開始いただき、本年中を目途に協定締結をお願いします。2月22日の総会にて実績を報告する予定です。2ページ、3ページは令和4年度の実績です。</p> <p>別紙、「家族経営協定締結候補者のリストアップについて(お願い)」をご覧ください。締結候補者のリストアップについては、地区ごとに協議し、新規締結や締結見直しを促したい人のリストアップをお願いします。見直しについては、締結者名簿を参考に、死亡や転出、結婚等で家族構成が変化した世帯を候補にするなどしてください。新規と見直しそれぞれ最低1名は記入していただき、8月10日までに提出願います。</p> <p>別紙、「取扱注意、部外秘」をご覧ください。名簿につきましては、令和5年6月現在で各地区別に配布しております。締結者名簿の見方ですが、薄緑の枠に記載のとおりとなります。なお、名簿の取扱いは注意していただき、記載している内容に相違点がある場合はリスト提出の際に事務局に申し出てください。</p> <p>以上で説明を終わります。ご協議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。協議第1号、令和5年度家族経営協定の推進については、提案のとおり取り組むことといたします。</p>

議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	事務局からありませんか。
事務局次長	<p>事務局から2点ほどあります。</p> <p>始めに、令和5年度農地パトロール（利用意向調査）実施結果等の実施結果と今後の予定についてです。資料、その他(1)の1ページをご覧ください。調査日及び従事者は予定どおりの調査となりました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>速報値ですが、めくって横長A3資料、中段の調査合計をご覧ください。令和4年度分利用意向調査後の現地確認の合計が50筆、面積で63,978.49㎡。令和5年度農地パトロール（意向状況調査）の合計が190筆、面積で358,245.11㎡。合計で240筆、面積で422,223.60㎡です。下段には、参考までに過去の調査結果を記載しております。戻りまして2ページ、今後の予定につきましては、昨年同様で記載のとおりです。</p> <p>次に、エゴマの摘芯についてです。7月31日、月曜日、午後4時から、土淵町ほ場です。なお、各地区の推進委員へのご連絡をお願いします。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	それでは、2点ほど説明がございましたが、一括で何か質問等ございませんか。
4 番 委 員	はい。
議 長	はい、4番、藤田委員。
4 番 委 員	4番、藤田です。農政専門委員会でも話題になったのですが、現地確認するときに農業委員会事務局の職員さんが1人来て現地の写真を撮っているはずですが、その写真を総会の場で掲載できないかと話があったのですが、その後運営委員会もあったわけですが、話題になったのかならなかつたのか確認をしたいと思います。
事 務 局 長	内部では協議をさせていただいて、8月の現地調査をする際に写真を撮って、その方法を具体的に検討しようということで考えておりました。皆さんにタブレットを持ってきていただいたときに、そのタブレットの写真を添付して、というやり方にしたほうがいいのかとか、やり方についてまた検討したいと思っていました。タブレットの有効活用という意味でも、なるべくタブレットを使った活動を広めていく方針で進めていきたいと思っていましたが、電波状態が悪かったりといった不都合なこともありまして、そういった調整も図りながら具体的に対応を検討したいと考えておりました。
議 長	8月に何らかの形で出すということですか。
事 務 局 長	方針は示したいと思います。やり方について、どういうやり方ができるのかまだ検討している最中ですので、8月の総会のときにと考えておりました。
議 長	藤田委員、よろしいですか。
4 番 委 員	3条申請とか転用の申請とか審議しているわけですが、その時の申請書を受け付ける職員さんがいると思うのですが、その職員さんは私たち農業委員とか推進委員とかで現地確認する前に申請書を受け付けた時点で自分たちも現地を確認しているのかということをちょっと、今まではそうやってきたのかやってなかったのか、それをちょっと確認したいです。

